

事 務 連 絡
令和 6 年 7 月 4 日

各 都道府県障害福祉主管課担当係 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障 害 福 祉 課
企 画 課

第 6 期障害福祉計画に係る令和 5 年度実績調査等に係る Q & A の送付について

障害保健福祉施策の推進については、日頃よりご尽力をいただき御礼申し上げます。

令和 6 年 6 月 13 日付けで発出した事務連絡にて依頼した第 6 期障害福祉計画に係る令和 5 年度実績及び地域移行アンケートについて、Q & A を作成しましたので、御了知の上、対応されるようお願いいたします。

【問い合わせ先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課 地域移行支援係
TEL : 03-5253-1111 (内線3045)
e-mail : chiiki-ikou@mhlw.go.jp

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課 自治体支援係
TEL : 03-5253-1111 (内線3007)
e-mail : syougaiikaikaku@mhlw.go.jp

(別紙)

Q 1 他入所施設（障害）、他入所施設（老人）に該当する施設は何か。

※05 地域移行アンケート（都道府県→施設）関係 「施設入所者の地域生活への移行状況について」

A 障害者支援施設及びのぞみの園が、他入所施設（障害）に該当する。

特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）、介護老人保健施設、介護医療院及び介護療養型医療施設が、他入所施設（老人）に該当する。

Q 2 地域生活移行の意味をより明確に示されたい。

※07 施設記入要領（地域移行アンケート）関係 「施設入所者の地域生活への移行状況について（入所施設記入要領）」

A 地域生活移行とは、障害者支援施設及びのぞみの園の入所者が当該施設を退所し、生活の拠点を共同生活援助、福祉ホーム、家庭復帰、単身生活（公営住宅、アパート等）又は他入所施設（老人）に該当しない介護保険サービス（認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護等）へ移行したものをいう。

（※）地域移行（支援型）型ホーム、精神障害者退院支援施設への移行は、地域生活移行には含まない。

（※）入所施設をそのまま共同生活援助事業所へ転換した場合は、地域生活移行者には含まない。この場合は、問2（1）の「その他（I）」に記載すること。

（※）家庭復帰とは入所前に居住していた住まいへ移行するものをいい、単身生活とは退所後に新たな住まいへ移行したものをいう。